

# 遺族共済年金補完事業の概要

## 事業の仕組み

「遺族共済年金補完事業」「遺族補完プラス」「医療保障プラン」「短期療養プラン」は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。  
 「遺族共済年金補完事業」「遺族補完プラス」「医療保障プラン」「短期療養プラン」はそれぞれ別々に収支計算します。

### 保険金(年金原資)



ご加入いただいた組合員に万一の不幸(死亡・高度障害等)があった場合にお支払いします。



年に一度  
配当金が返ってくる  
制度です。

1年後、収支計算して剰余金が生じた場合、配当金として還付されます。

配当率はお支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。(ただし、「ライフサポート」「医療プランワイド」「傷害プラン」「長期療養プラン」については配当金はありません。)

## 制度

		給付内容	特長	配当金	加入対象区分
長期給付の補完	遺族共済年金補完事業	一時金 または年金	万一の不幸(死亡・高度障害)があった場合一時金または年金を給付します。(こどもの場合は一時金給付となります。)	○	本人 配偶者 子ども
	遺族補完プラス	一時金 または年金	万一の不幸(死亡・高度障害)があった場合一時金または年金を給付します。	○	本人 配偶者 (退職者)
短期給付の補完	医療保障プラン	入院・手術・死亡	病気・ケガによる継続した2日以上入院から給付します。	○	本人 配偶者 子ども (退職者)
	医療プランワイド	入院・手術・介護	医療保障プランに上乗せして加入することで、七大疾病で入院した場合の入院保険金・手術保険金上乗せ給付、介護保険金の給付、また、女性特約をセットすることで、女性疾病で入院・手術した場合の上乗せ給付が受けられます。	×	本人 配偶者 (退職者)
	<b>改定</b> 健活 ライフサポート	生前給付保障	特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療費として保険金をお支払いします。また、特約を付加することで7大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変)および悪性新生物(がん)・上皮内新生物の治療費として保険金をお支払いします。	×	本人 配偶者 (退職者)
	<b>改定</b> 傷害プラン	入院・手術・通院	ケガによる入院・手術・通院保険金を給付します。	×	本人 配偶者 子ども (退職者)
	<b>New</b> 短期療養プラン	就業不能時保障	病気・ケガ・所定の精神疾患による就業不能状態が20日を超えて継続した場合に給付金をお支払いします。	○	本人
	長期療養プラン	療養給付	病気やケガで90日を超えて働けない状態が続いた場合、月額最高10万円を最長60歳まで支払います。 (55~64歳は3年、所定の精神障害による就業障害の場合は24カ月が限度)	×	本人

「健康情報活用商品」には **健活** のマークがついています。詳細は「健康情報活用商品について」のページをご参照ください。

## 制度の特長

**Point 1** **お手頃な保険料で大きな保障**  
 団体制度ならではのスケールメリットにより、保険料がお手頃になります。

**Point 2** **受け取り方を選択**  
 死亡・高度障害保険金は一括もしくは年金払方式のどちらかの給付方法をご選択いただけます。

**Point 3** **配当金の還付**  
 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じれば配当金の還付があります。

**Point 4** **1年ごとにコースの見直し可能**  
 生活設計に合わせて毎年変更ができます。

## 昨年度の給付実績 (令和3年12月1日～令和4年11月30日)

	遺族共済年金 補完事業	遺族補完プラス	医療保障プラン	医療プラン ワイド	ライフサポート	傷害プラン	長期療養プラン
給付件数	10件	24件	1,019件	122件	23件	350件	5件
給付額	2億7,951万円	1億1,600万円	6,461万円	979万円	7,240万円	1,642万円	178万円
配当率	約42.3%	約40.5%	約32.2%				

※配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。

※配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

## 一覧

加入者数 令和4年12月現在	退職後について 退職時に「遺族補完プラス」に加入されている方が対象です。退職時にコースの変更および新規加入はできません。				
	退職	退職後の取扱い	69歳	70歳	75歳
本人 14,614名 配偶者 3,622名 子ども 1,126名	×	継続できません。			
本人 13,180名 配偶者 3,367名 (退職者) (2,459名)	継続	75歳まで継続できます。			
本人 4,995名 配偶者 937名 子ども 416名 (退職者) (480名)	継続	遺族補完プラスとセットで在職中に加入しておく 69歳まで継続できます。			
本人 1,885名 配偶者 525名 (退職者) (85名)	継続	医療保障プランとセットで在職中に加入しておく 69歳まで継続できます。			
本人 5,431名 配偶者 940名 (退職者) (416名)	継続	遺族補完プラスとセットで在職中に加入しておく 70歳まで継続できます。			
本人 4,723名 配偶者 944名 子ども 1,546名 (退職者) (301名)	継続	遺族補完プラスとセットで在職中に加入しておく 75歳まで継続できます。			
—	×	継続できません。			
本人 425名	×	継続できません。 ※フルタイム再任用期間中(満64歳まで)もご加入いただけます。			

※フルタイム再任用等により組合員資格が継続する方は、「遺族共済年金補完事業」は現職時同様継続となります。

# 遺族補完プラス

(年金払特約付新・団体定期保険【生命保険】)

加入対象区分



## 意向確認【ご加入前のご確認】

遺族補完プラスは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

## 制度の特長

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金としてお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。

遺族共済年金補完事業とは異なり在職中にご加入いただくと、退職後も75歳までの継続が可能です!!

## 保障内容

### 死亡・高度障害

本人					配偶者	
コース	受取期間	平均月額給付	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	受取総額	コース	死亡・高度障害保険金
2,000万円	17年約	10.5万円	2,000万円	約 2,161万円	200万円	200万円
1,500万円	15	8.8	1,500	1,600	100万円	100
1,000万円	10	8.6	1,000	1,038		
800万円	10	6.9	800	831		
500万円	7	6.0	500	510		
300万円	5	5.0	300	303		
100万円	—	—	100	—		

※1,500万円コース、2,000万円コースについては保険年齢60歳まで(S.38.6.2～)の方が申込み可能となります。

※申込コースはいずれか一種類を選んでください。

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

※死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

※61歳から75歳の方は1,000万円以下の保険金額の申込となります。(\*1,000万円超の申込をされた場合は自動的に1,000万円となります。)

## 月額保険料

加入対象区分 死亡・高度障害のとき 死亡・高度障害保険金 性別 年齢	本人														配偶者			
	2,000万円		1,500万円		1,000万円		800万円		500万円		300万円		100万円		200万円		100万円	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
15~35歳 (S.63.6.2~H.21.6.1)	2,380	1,940	1,785	1,455	1,190	970	952	776	595	485	357	291	119	97	238	194	119	97
36~40歳 (S.58.6.2~S.63.6.1)	3,480	3,300	2,610	2,475	1,740	1,650	1,392	1,320	870	825	522	495	174	165	348	330	174	165
41~45歳 (S.53.6.2~S.58.6.1)	3,900	3,520	2,925	2,640	1,950	1,760	1,560	1,408	975	880	585	528	195	176	390	352	195	176
46~50歳 (S.48.6.2~S.53.6.1)	5,020	4,640	3,765	3,480	2,510	2,320	2,008	1,856	1,255	1,160	753	696	251	232	502	464	251	232
51~55歳 (S.43.6.2~S.48.6.1)	5,860	5,140	4,395	3,855	2,930	2,570	2,344	2,056	1,465	1,285	879	771	293	257	586	514	293	257
56~60歳 (S.38.6.2~S.43.6.1)	6,780	5,700	5,085	4,275	3,390	2,850	2,712	2,280	1,695	1,425	1,017	855	339	285	678	570	339	285
61~65歳 (S.33.6.2~S.38.6.1)	—	—	—	—	4,160	3,150	3,328	2,520	2,080	1,575	1,248	945	416	315	832	630	416	315
66~70歳 (S.28.6.2~S.33.6.1)	—	—	—	—	5,200	3,550	4,160	2,840	2,600	1,775	1,560	1,065	520	355	1,040	710	520	355
71歳 (S.27.6.2~S.28.6.1)	—	—	—	—	6,190	4,050	4,952	3,240	3,095	2,025	1,857	1,215	619	405	1,238	810	619	405
72歳 (S.26.6.2~S.27.6.1)	—	—	—	—	6,630	4,290	5,304	3,432	3,315	2,145	1,989	1,287	663	429	1,326	858	663	429
73歳 (S.25.6.2~S.26.6.1)	—	—	—	—	7,150	4,560	5,720	3,648	3,575	2,280	2,145	1,368	715	456	1,430	912	715	456
74歳 (S.24.6.2~S.25.6.1)	—	—	—	—	7,740	4,860	6,192	3,888	3,870	2,430	2,322	1,458	774	486	1,548	972	774	486
75歳 (S.23.6.2~S.24.6.1)	—	—	—	—	8,450	5,190	6,760	4,152	4,225	2,595	2,535	1,557	845	519	1,690	1,038	845	519

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=令和5年12月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。

※退職後の保険料は口座より引き落としとなります。詳細は別途退職時にご案内致します。

お支払いに関する重要事項が記載されています。必ずご確認ください。

P25~29